

上海市で公布された地方法規及び政府通達（2019年1月～4月現在）の最新情況

注1：公布機関はいずれも上海市の立法機関および行政機関である。

注2：外商投資企業にとって留意すべきと思われる法令をまとめたものである。

NO	文件番号	法令あるいは政府通達の名称	公布機関	公布／施行期日	内容の概略
1	上海市人民代表大會公告 11号	『上海市生活ゴミ管理条例』		公布： 2019/1/31 施行： 2019/7/1	『中華人民共和國固体廢棄物環境污染防治法』および『循環經濟促進法』等の中央基本法に基づいて上海市で制定されたローカル法令。全65条で構成する中型法。生活ゴミの処理に特化した環境污染防治法で、汚染源の減少、廃棄、収集、輸送、処理、資源化(リサイクル)にいたるまでの諸規定を定めている。また回収可能なゴミ、有害化学物質を含むゴミ、生ゴミ、乾燥ゴミの分別処理についても詳細な規定がある。家庭から出るゴミにとどまらず、レストランや企業から排出される生活ゴミにも言及しており、違反した場合の法律責任も含めて外商投資企業でも無視してはならない法令である。
2	滬府弁發 [2019] 3号	『「上海市生活ゴミ管理条例」の貫徹を推進する全プロセス分類体系の建設に関する実施意見』	市人民政府弁公庁	2019/2/18	上記の法令を執行するための実施細則である。
3	住房城鄉建管委 [2019] 1号	『2019年4月1日より実施する公共住宅積立金の納付基数、料率および月額積立金の上下限の調整に関する通知』	市住房城鄉建設管理委員會	公布： 2019/2/19 施行： 2019/4/1	社会保障制度、“六金”のうちの一つである公共住宅積立金について、この4月1日より納付基数、料率と月額積立金の上限・下限を調整する。納付基数は前年(2018年)の月平均賃金、月積立額および補充納付積立額はその前年月平均賃金の3倍以内とし、下限は前年度企業労働者最低賃金額とする。また、計算方法等に関わる詳細と事務処理のノウハウは、本法令に添付している「2019年度基数調整問答」を参照されたい。
4	滬府規 [2019] 10号	『増値税小規模納税人の地方税減税に関する通知』	市人民政府	2019/2/20	國務院財政部と稅務總局が公布した『零細企業の稅收減免政策に関する通知』(財稅[2019]13号)に基づいて上海市人民政府が公布した地方税の減税に関する行政

					通知。文字どおり零細企業(小規模納税人)に対する増値税の減税に関する規定で、景気後退と底割れを防ぐための政策を反映した法令と言える。
5	滬府規 [2019] 12号	『「上海自由貿易試験区」の改革創新の深化とサポートに関する若干措置を貫徹する実施方案』	市人民政府	公布: 2019/3/22 施行: 2019/3/31	国務院が公布した『自由貿易試験区の改革創新の深化とサポートに関する若干措置』を上海自由貿易試験区で実施するための法令。主に、①投資環境の改善として、外商投資企業による建設プロジェクトにおける外国籍技術者の人員制限の撤廃等19項目、②貿易自由化の促進策として、保税貨物のメンテナンスや交易手段等の各種の改善措置等で20項目、③金融システムの開放策として再保険、健康保険、信用保険、科学技術保険等、保険商品の新設。外貨による決済システムの改善等13項目、④人材市場の改善策として6項目、⑤その他事項で3項目、合計62項目にわたる現行制度の改善策を打ち出している。域内で活動する外商投資企業は必見の法令である。
6	滬委弁 [2018] 58号	『上海市党政領導幹部安全生産責任制実施細則』	市党委員会組織部	公布: 2019/3/22 施行: 2018/12/30	国務院が公布した『地方党政領導幹部安全生産責任制規定』に基づいて上海市の党委員会が公布した実施細則。適用対象は各種の人民団体、国有企業、事業団体となっているので独資の外商投資企業には適用されない。しかし、適用対象となっている中国側の合作パートナーが国有企業や事業団体である場合は、その中国側パートナーの党組織内幹部には適用されると判断すべきである。文字通り企業内の党組織幹部の安全生産に関わる職責の範囲、過失、失職、責任追及等について定めている。
7	滬人社規 [2019] 5号	『上海市最低賃金基準の調整に関する通知』	人力資源社会保障局	2019/3/22	4月1日より企業労働者の最低月額賃金の基準を従来の2,420元より2,480元に調整。また企業は、①個人が納付する養老、医療、失業の各保険料、及び住宅積立金。②超過勤務の報酬。③夜勤班、深夜勤班、及び高温、低温、坑内、有毒有害など特殊環境下の勤務に従事する場合の手当。④補食手当、通勤交通費手当等の事項については最低賃金基準額には組み入れずに別途支給しな

					なければならない。さらに最低時給基準も定めており、従来の一時間当たり 21 元から 22 元に引き上げられている。引き上げ率は 0.25%(前年度は 0.5%)で大幅に減少しているところに雇用主の負担を削減する配慮が窺える。
8	滬人社規 [2019] 6号	『上海市失業保険金支給基準の調整に関する通知』	人力資源社会 保障局	公布: 2019/3/22 施行: 2018/4/1	『中華人民共和国失業保険条例』に基づいて上海市で公布されたローカル法令。失業保険金の従来受給額の引き上げについて定めている。
9	滬人社規 [2019] 7号	『上海市労災被災者後遺障害手当および生活介護費基準の調整に関する通知』	人力資源社会 保障局	2019/3/27	労災事故で後遺障害が残った労働者のうち、国が定めた重度障害者(一級～四級)には、『上海市労災保険実施弁法』に基づき後遺障害手当と生活介護費を支給しているが、この法令はその待遇の引き上げを定めたものである。上記の『実施弁法』の規定に基づき後遺障害手当と生活介護費を受給している被災労働者に対し、増額分が労災保険基金より支給されるが、依然として雇用主が『実施細則』に基づいて支給している場合はその増額分は雇用主が支給するとしている。引き上げ額も明確に定めており、外商投資企業の人事労務管理部門は必見である。
10	滬人社規 [2019] 8号	『上海市労災事故死亡人員の扶養家族見舞金基準の調整に関する通知』	人力資源社会 保障局	2019/3/27	上海市には労災事故で死亡した労働者の扶養家族に対し、『上海市労災保険実施弁法』に基づき労災保険基金より見舞金を支給する制度がある。これはその見舞金の引き上げを定めた法令である。
11	滬府規 [2019] 18号	『上海市城郷居民基本養老保険弁法』	市人民政府	公布: 2019/4/10 施行: 2019/5/1	2014年5月より施行している現行法を改正したもので、2019年4月30日までを有効期限とする時限立法であった。これはその改正法であり、また有効期限も2024年4月30日までとなっている。内容を一瞥すると、適用対象者は上海市に戸籍を有し、満16歳に達した者で、上海市企業労働者基本養老保険制度に加入していない城郷の居民となっている。すなわち企業労働者基本養老保険制度の枠外にある者に適用される。外商投資企業には直接的な影響を及ぼさない法令だが、上海市の社会保険制度の

					充実度を示している。
--	--	--	--	--	------------